平成２２年（フ）第７０１号
高知市朝倉横町20番９－６号
債務者　川村　直巳
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７０２号
高知市朝倉横町20番９－６号
債務者　川村　　範
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１３号
高知市秦南町１丁目５番46号　西村アパート16号
債務者　曽我　雅信
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１５号
高知市神田48番地　島田方２Ｆ
債務者　光内　由美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８１７号
高知市北秦泉寺787番地の１
債務者　中村　公治
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２６号
高知市大津乙1809番地１
債務者　森下さゆり
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２７号
高知市大津乙1809番地１
債務者　森下　忠顕
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３５号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｐ３―304号
債務者　本吉　和代
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１６１号
鹿児島市宇宿町1949番地１　ファミーユ壱番館101号
債務者　篠宮　満吉
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７７１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原306番地草月苑住宅３号
債務者　松本小百合
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８１５号
福岡市東区和白６丁目23番16―103号
債務者　塩塚　政滋
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２１号
福岡市東区高美台２丁目49番５―103号
債務者　杉本　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８７号
福岡市城南区神松寺３丁目20番17―203号
債務者　豊嶋　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９３号
福岡市西区下山門４丁目４番20―405号
債務者　浦田　正史
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２１号
福岡市城南区七隈６丁目22番31―102号
債務者　近藤　徳美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０２５号
福岡県大野城市若草２丁目13番９号　メゾン若草202号
債務者　宮崎　匡生
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０４２号
福岡市中央区警固１丁目15番22―603号
債務者　新原　拓士
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０６１号
福岡市城南区鳥飼７丁目28番402号
債務者　長嶋ひろみ（旧姓鴨打）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部